

# 中国地区における外国人技能実習制度の 現状、課題等について



令和6年8月22日  
広島労働局

# ① 技能実習制度の現状

## 中国地方で就労する在留資格別外国人労働者数（総数8.7万人の内訳）

出入国管理及び難民認定法上、以下の形態で就労が可能。

**①就労目的で在留が認められる者 19,363人（前年比+32.0% +4,689人）**  
 （いわゆる「専門的・技術的分野の在留資格」）  
 ・一部の在留資格者については、上陸許可の基準を「我が国の産業及び国民生活に与える影響その他の事情」を勘案して定めることとされている。

**②身分に基づき在留する者 17,006人（前年比+0.6% +101人）**  
 （「定住者」（主に日系人）、「永住者」、「日本人の配偶者等」等）  
 ・これらの在留資格は、在留中の活動に制限がないため、さまざまな分野で報酬を受ける活動が可能。

**③技能実習 34,496人（前年比+20.9% +5,968人）**  
 ・技能移転を通じた開発途上国への国際協力が目的。  
 ・平成22年7月1日施行の改正入管法により、技能実習生は入国1年目から雇用関係のある「技能実習」の在留資格が付与されることになった。

**④特定活動 3,393人（前年比-13.5% -529人）**  
 （EPAに基づく外国人看護師・介護福祉士、ワーキングホリデー等）  
 ・「特定活動」の在留資格で我が国に在留する外国人は、個々の許可の内容により報酬を受ける活動の可否が決定。

**⑤資格外活動（留学生のアルバイト等） 13,321人（前年比+2.0% +259人）**  
 ・本来の在留資格の活動を阻害しない範囲（1週28時間以内等）で、相当と認められる場合に、報酬を受ける活動が許可。

「専門的・技術的分野」に該当する主な在留資格

在留資格	具体例
教授	大学教授等
高度専門職	ポイント制による高度人材
経営・管理	企業の経営者・管理者
法律・会計業務	弁護士、公認会計士等
医療	医師、歯科医師、看護師
研究	政府関係機関や私企業等の研究者
教育	中学校・高等学校等の語学教師等
技術・人文知識・国際業務	機械工学等の技術者、通訳、デザイナー、私企業の語学教師、マーケティング業務従事者等
企業内転勤	外国の事業所からの転勤者
介護	介護福祉士
技能	外国料理の調理師、スポーツ指導者、航空機の操縦者、貴金属等の加工職人等
特定技能	特定産業分野（注）の各業務従事者

（注）介護、ビルクリーニング、素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業、建設、造船・船用工業、自動車整備、航空、宿泊、農業、漁業、飲食品製造業、外食業

※「外国人雇用状況届出」状況（令和5年10月末現在）による。「外国人雇用状況届出」状況制度は、事業主が外国人の雇入れ・離職の際に、氏名、在留資格、在留期間等を確認したうえでハローワークへ届出を行うことを義務づける制度（労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第28条）。なお「外交、公用」及び「特別永住者」は対象外である。

在留資格別外国人労働者数（中国地区）

	広島	岡山	山口	島根	鳥取	合計	構成比
就労目的	9,595	5,924	2,312	838	694	19,363	22.1%
身分在留	9,236	3,123	2,232	1,758	657	17,006	19.4%
技能実習	17,204	9,521	4,223	1,850	1,698	<b>34,496</b>	39.4%
特定活動	1,618	962	618	91	104	3,393	3.9%
資格外活動	6,440	4,521	1,546	441	373	13,321	15.2%
合計	44,093	24,052	10,931	4,978	3,526	<b>87,580</b>	100.0%

(不明)

(1人)

(1人)

全国	構成比
595,904	29.1%
615,934	30.1%
<b>412,501</b>	20.1%
71,676	3.5%
352,581	17.2%
<b>2,048,675</b>	100.0%

(不明：79人)

技能実習の国籍別内訳（中国地区）

	広島	岡山	山口	島根	鳥取	合計	構成比
ベトナム	8,730	5,844	2,452	875	923	18,824	54.6%
中国	1,083	724	358	184	120	2,469	7.2%
フィリピン	2,563	538	353	115	95	3,664	10.6%
インドネシア	2,676	1,358	713	264	275	5,286	15.3%
その他	2,152	1,057	347	412	285	4,253	12.3%
合計	17,204	9,521	4,223	1,850	1,698	<b>34,496</b>	100.0%

全国	構成比
209,305	50.7%
36,558	8.9%
37,856	9.2%
68,236	16.5%
60,546	14.7%
<b>412,501</b>	100.0%

### 外国人技能実習にかかる産業別外国人労働者数（中国地区）

	全産業計	建設業	製造業	卸売業 ・小売業	宿泊業、飲食 サービス業	医療・福祉	サービス業 (他に分類され ないもの)	その他
<b>ブロック計</b>	<b>34,496</b>	<b>5,747</b>	<b>19,469</b>	<b>3,558</b>	<b>138</b>	<b>1,514</b>	<b>773</b>	<b>3,297</b>
広島	17,204	2,566	9,343	1,773	64	788	377	2,293
岡山	9,521	1,561	5,801	1,007	49	394	220	489
山口	4,223	1,047	2,082	503	16	241	117	217
島根	1,850	345	1,155	125	6	37	55	127
鳥取	1,698	228	1,088	150	3	54	4	171
<b>割合 (%)</b>	<b>100.0%</b>	<b>16.7%</b>	<b>56.4%</b>	<b>10.3%</b>	<b>0.4%</b>	<b>4.4%</b>	<b>2.2%</b>	<b>9.6%</b>

### 外国人技能実習にかかる産業別外国人労働者数の推移（中国地区）

	全産業計	建設業	製造業	卸売業 ・小売業	宿泊業、飲食 サービス業	医療・福祉	サービス業 (他に分類され ないもの)	その他
令和5年度	34,496	5,747	19,469	3,558	138	1,514	773	3,297
令和4年度	28,528	4,512	16,299	2,846	117	1,228	687	2,839
<b>対前年増減率</b>	<b>20.9%</b>	<b>27.4%</b>	<b>19.4%</b>	<b>25.0%</b>	<b>17.9%</b>	<b>23.3%</b>	<b>12.5%</b>	<b>16.1%</b>

令和3年度	30,473	4,744	18,455	2,707	117	866	697	2,887
令和2年度	35,156	5,002	22,381	3,147	128	503	819	3,176
令和元年度	34,100	4,186	22,716	2,941	153	285	697	3,122

※「外国人雇用状況届出」状況（各年10月末現在）による。

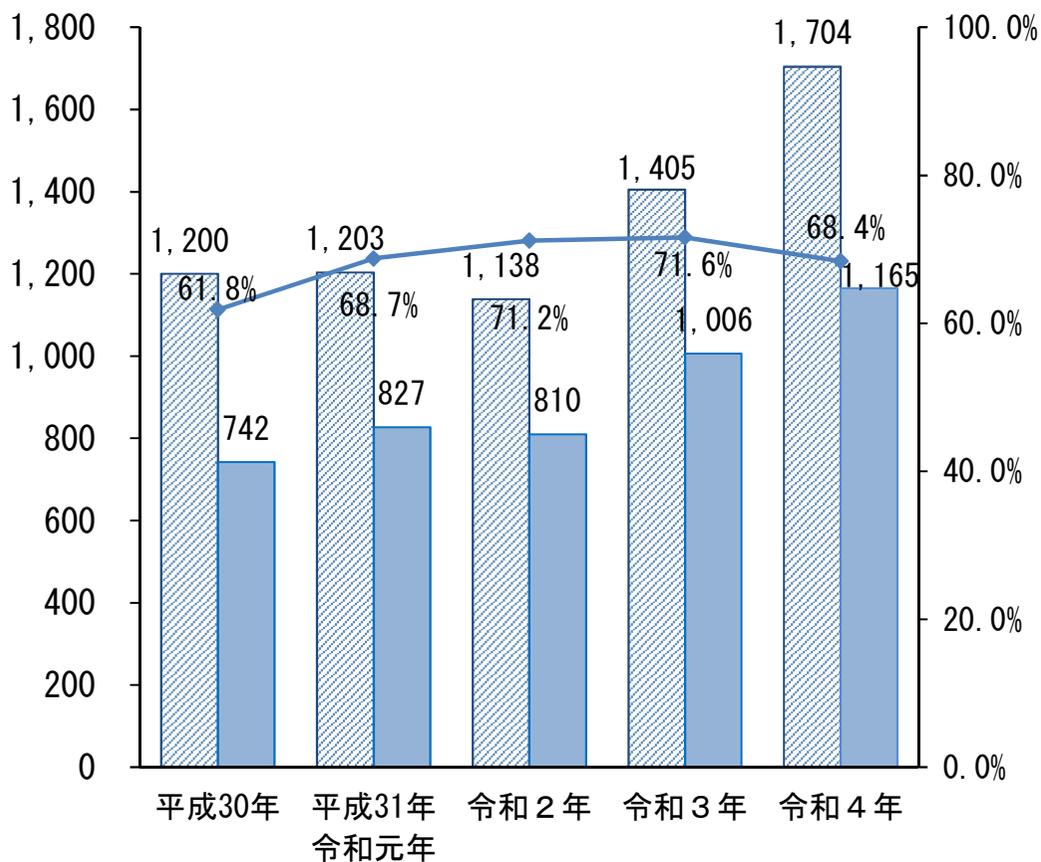
② 外国人技能実習生の実習実施者に対する監督指導、送検等の状況  
(令和4年)

# 1 監督指導状況

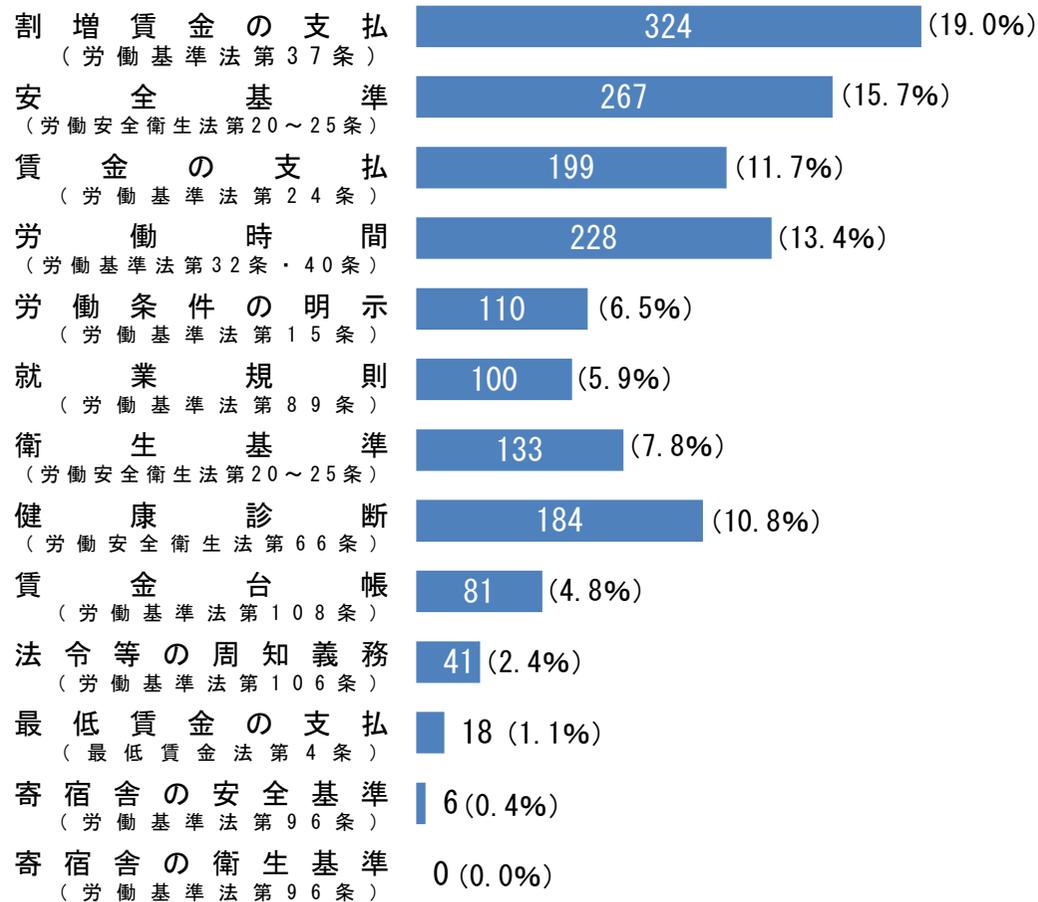
(1) 中国地区の労働基準監督機関において、実習実施者に対して1,704件の監督指導を実施し、その68.4%に当たる1,165件で労働基準関係法令違反が認められた。

<注>違反は実習実施者に認められたものであり、技能実習生以外の労働者に関する違反も含まれる。

-  監督指導実施事業場数
-  違反事業場数
-  違反率



(2) 主な違反事項は、①割増賃金の支払（324件、19.0%）、②安全基準（267件、15.7%）、③労働時間（228件、13.4%）の順に多かった。



<注> 違反事項が2つ以上ある場合は、各々に計上しているため、各違反事項の件数の合計と違反事業場数とは一致しない。

外国人技能実習生の実習実施者に対する監督指導結果

(3) 中国地区各局の監督指導状況

(中国地区)

令和4年		中国5県	鳥取局	島根局	岡山局	広島局	山口局
監督指導実施事業場数		1,704	121	83	555	663	282
違反事業場数		1,165	81	73	366	471	174
主な違反	労働条件の明示 (労基法第15条)	110	8	6	33	48	15
	賃金の支払 (労基法第24条)	199	13	22	48	82	34
	労働時間 (労基法第32・40条)	228	12	6	77	97	36
	割増賃金の支払 (労基法第37条)	324	20	19	121	116	48
	就業規則 (労基法第89条)	100	10	5	30	38	17
	法令等の周知義務 (労基法第106条)	41	3	5	9	19	5
	賃金台帳 (労基法第108条)	81	1	5	28	38	9
	労働安全衛生法 安全基準 <sup>※1</sup>	267	26	9	63	138	31
	労働安全衛生法 衛生基準 <sup>※2</sup>	133	6	2	39	68	18
	健康診断 (安衛法第66条)	184	6	7	58	80	33
	寄宿舎関係 (労基法第96条) 安全基準	6	1	0	2	3	0
	寄宿舎関係 (労基法第96条) 衛生基準	0	0	0	0	0	0
	最低賃金の支払 (最低賃金法第4条) <sup>※3</sup>	18	1	1	7	6	3

※1 労働安全衛生法第20～25条のうち設備や作業方法による危険の防止

※2 労働安全衛生法第20～25条のうち健康障害の防止

※3 約定賃金額が地域別最低賃金額未満の場合に限る

(4) 令和4年の監督指導事例には、以下のものがあった。

### 事例

残業代未払いや有給休暇が取得できない等の情報に基づき、外国人技能実習機構と合同で監査を実施したところ、勧告・指導に至ったもの。

#### 概要

- 技能実習生より残業代未払いや有給休暇が取得できない等の情報提供があり、外国人技能実習機構と合同で調査を実施した。
- 当初、代表者は残業は一切ないと主張していたが、事前に得ていた情報や、調査時に技能実習生より作業状況の聴取を行い、それらの事実を伝えたところ、「実態調査を行う。」と申し述べた。

#### 労基署の対応

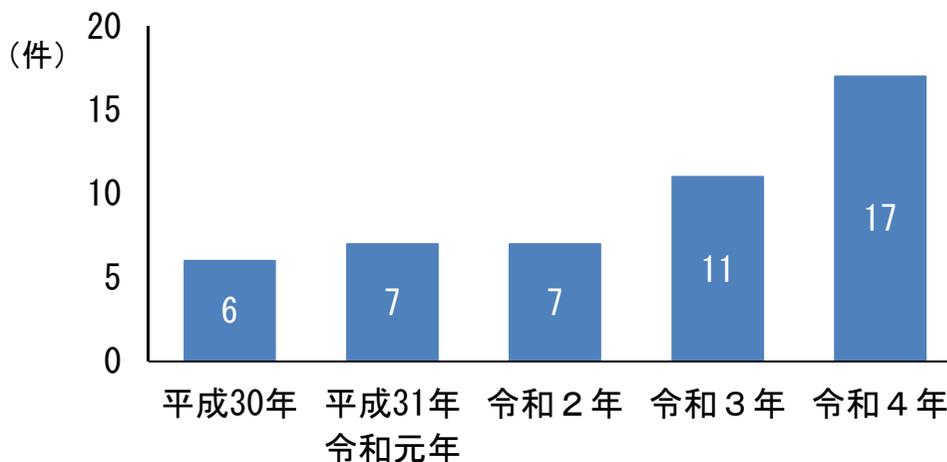
- 残業の実態調査指導以外に、技能実習生への有給休暇制度の適切な周知に係る指導や、就業規則、賃金台帳、労働者名簿及び有給休暇管理簿の不備に対して是正勧告を行った。

#### 指導後の会社の取組

- 残業時間の実態調査を行い、未払いとなっていた残業代(約1000万円)を技能実習生に支払った。
- 技能実習生に対する有給休暇制度の周知や、就業規則等の不備を解消した。

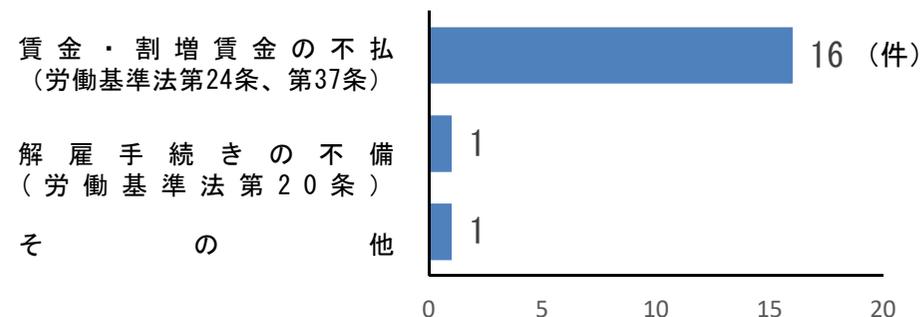
## 2 申告状況

(1) 技能実習生から労働基準監督署に対して労働基準関係法令違反の是正を求めてなされた申告は中国地区で17件であった。



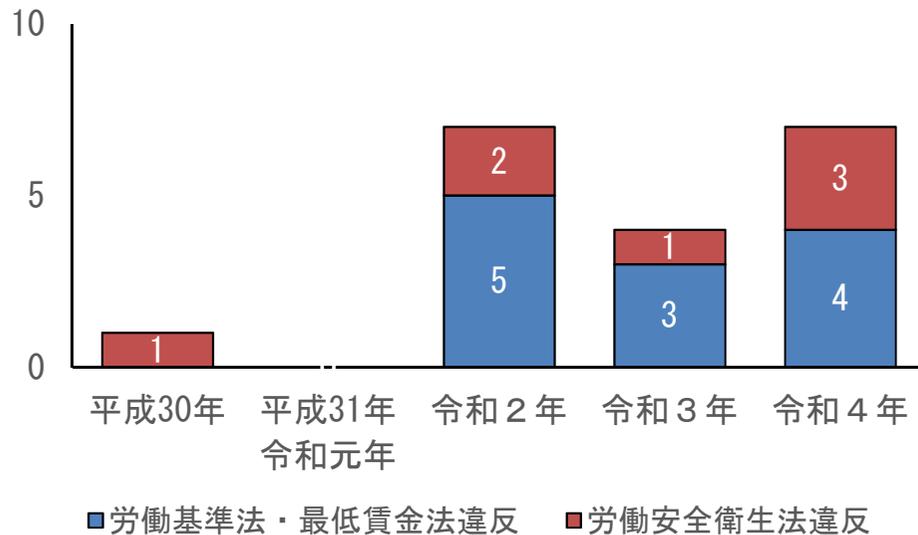
(2) 主な申告内容は、①賃金・割増賃金の不払(16件)、②解雇手続きの不備(1件)、③その他(1件)の順に多かった。

<注> 申告事項が2つ以上ある場合は、各々に計上しているため、各申告事項の件数の合計と申告件数とは一致しない。

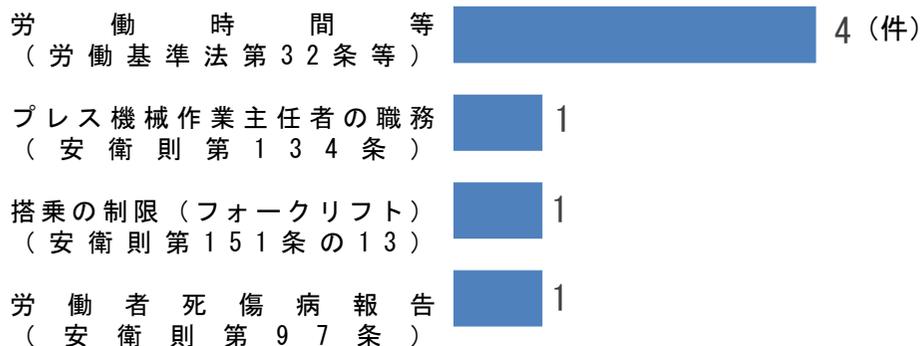


### 3 送検の状況

- (1) 技能実習生に係る重大・悪質な労働基準関係法令違反が認められた事案として、中国地区で労働基準監督機関が送検した件数は7件であった。



- (2) 送検法条文の内訳は、以下のとおりであった。



- (3) 令和4年の送検事例には、以下のものがあった。

#### 事例

外国人技能実習生に対する長時間労働、割増賃金未払い及び労働基準監督官の臨検時に虚偽の陳述をした疑いで送検。

#### 捜査経過

- 中国人技能実習生からの申告を端緒に、衣服の製造業を営む事業場に立入調査を行った。
- その結果、同社で雇用されていた中国人技能実習生3名の時間外・休日労働時間が100時間を超えており、また、法定の割増賃金を支払っていないことが明らかとなった。  
また、労働基準監督官の臨検の際、虚偽の陳述をし、更に虚偽の内容を記載したタイムカード等を提出したことが発覚した。
- 上記につき、各労働基準法違反として送検した。

#### 被疑事実

- 法定を上回る時間外・休日労働
- 割増賃金の未払い
- 虚偽陳述等

#### 違反条文

- 【労働基準法第32条(労働時間)】
- 【同法第36条第6項(時間外及び休日の労働)】
- 【同法第37条第1項(時間外、休日及び深夜の割増賃金)】
- 【同法第101条第1項(労働基準監督官の権限)】